

生駒市監査委員告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により実施した平成27年度第2回定期監査の結果について、同条第9項の規定により下記のとおり公表する。

平成28年4月13日

生駒市監査委員 藤本勝美

生駒市監査委員 井上圭吾

生駒市監査委員 白本和久

記

1 監査の種別

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査

2 監査の期間

平成28年1月6日から平成28年3月4日まで

3 監査の対象

企画財政部 総務課（公平委員会を含む。）

環境経済部 環境モデル都市推進課

市民部 生活安全課（消費生活センターを含む。）

こども健康部 高山幼稚園、俵口幼稚園、なばた幼稚園

建設部 事業計画課

選挙管理委員会事務局

教育総務部 生駒北小学校、あすか野小学校、桜ヶ丘小学校、壱分小学校

生駒北中学校、緑ヶ丘中学校、生駒南中学校

学校給食センター

生涯学習部 スポーツ振興課

4 監査の方法

財務に関する事務の執行及び財産（物品を含む。）管理等が、法令等を遵守し、適正かつ効率的に行われているかについて、関係諸帳簿等の照合・確認を行うとともに必要に応じて関係職員からの事情聴取等を行い実施した。

なお、本年度は、重要な物品の管理、契約事務及び現金の取扱事務について、重点的に監査を行うとともに、昨年度に引き続き財務に関する各事務処理の実情が法令、例規等の規定どおりの処理となっているかについて、監査を行った。

5 監査の結果

(1) 重要な物品の管理について

ア 監査対象及び監査の方法

地方財政法第8条では、物品の管理について、「地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない」と規定している。

これに基づき、各課において、公有財産、債権及び基金と同じように、物品の保有状況を正しく把握するとともに、有効に活用しなければならない。また、自動車及び取得価額が一式100万円以上の物品(以下、「重要な物品」という。)については、毎年度の決算書の財産に関する調書において、保有する財産の件数を公表しており、正確な表示を行うことが求められる。

そこで、本年度の定期監査において、重要な物品の保有状況に係る本市財務会計システムの記録の正確性と、備品整理票を貼付すること等により管理しているかという点を着眼点として、本年度の監査対象部局に対し、重要な物品に係る保有状況について資料の提出を求め、担当者への聴き取り調査及び実地調査を行った。

イ 監査の結果

(i) 重要な物品のリストと現品の照合結果

本年度の監査対象課より監査前に提出を受けた重要な物品のリストと各課において保有する備品を全件照合したところ、取得、所管替え又は廃棄の手続きが漏れていたことにより、下表のとおり45件(総額89,385,599円)について、現品が確認できない又は所管が異なっていた。総務課においては、所管する重要な物品の大半を占める自動車について、財務会計システムによらない管理をしていたこと等により、取得、廃棄及び所管替えの手続きが漏れていた。

本年度定期監査対象課	システム上の重要物品数	現品を確認した重要物品数	合計額(円)
会計課	0	—	—
財政課	1	1	1,554,984
情報政策課	15	14	28,848,995
市民活動推進課	2	0	—
市民活動推進センター	0	—	—
こども課	0	—	—
ひがし保育園	1	1	1,449,000
課税課	6	5	10,021,158
収税課	1	1	1,995,000
障がい福祉課	9	6	14,332,350
保護課	0	—	—

営繕課	0	—	—
竜田川浄化センター	1 1	1 1	21,338,647
子育て支援総合センター	1	1	576,450
高齢施策課	2 3	1 7	52,269,774
下水道課	3	3	2,966,953
生活安全課	1	1	1,142,676
スポーツ振興課	1 8	1 8	34,764,830
事業計画課	0	—	—
総務課	7 6	4 8	136,155,773
環境モデル都市推進課	4	4	5,925,418
給食センター	4 7	4 4	157,566,450
選挙管理委員会事務局	6	5	11,414,500
合計	2 2 5	1 8 0	482,322,958

(ii) 重要な物品に係る財務会計システムのデータが一部不正確であった原因

まず、生駒市会計規則第56条第2項において義務付けられている年1回の備品保管票(備品照会一覧表)と備品の対照点検が徹底されていなかったことが第一の原因であった。今後は、各課において原則的に対照点検を実施されたい。ただし、所管する備品が各所に分散している場合等年1回の対照点検を行うことができない場合は、複数年度に分けて実施されたい。

また、一部の課において、独自の台帳を代替的に使用し、財務会計システムのデータを十分に活用していなかったことも原因であった。平成29年度から複式簿記・発生主義等を取り入れた新公会計制度が開始されることになっているので、それまでに網羅性、秩序性及び検証可能性の要件を備える固定資産台帳を整備し、一元的な管理をする必要がある。このため、備品に係る各課独自の台帳はあくまで財務会計システムを補完する役割として扱い、できる限り一元的な管理に努められたい。

(iii) 備品整理票の取扱い

生駒市会計規則第55条では、「備品には、備品整理票を貼付又は焼印、ペイントその他の方法により所属、品名、区分等を表示しなければならない。ただし、備品の品質又は形態上これによることのできないものは、この限りではない」とされている。この備品整理票の貼付状況を監査したところ、貼り忘れ等が見受けられたほか、同条ただし書きに基づき、備品整理票が貼付されていないものがあり、照合が容易ではなかった。

については、基本的にすべての備品に備品整理票を貼付し、品質又は形態上貼付できないものには、生駒市会計規則第55条に示す方法のほか備品保管票に当該備品の写真を添付する又は当該備品の外箱に貼付する等照合しやすくなるよう工夫されたい。

(2) その他の事項について

事務処理等は、おおむね適正かつ効率的に処理されていると認められた。

事務処理上さらに改善・検討を要する事項については、その都度該当する各所属長及び担当職員に所見を述べるとともに、指導を行った。

各課の監査の詳細については、別紙資料のとおりである。

企画財政部

総務課（公平委員会を含む。）

1 監査実施日 平成28年2月8日～2月10日

2 監査結果

(1)歳入について

生駒市誌の売払収入等について、販売台帳、歳入整理簿、収入伝票、調定伝票、領収書控等と現物の在庫を照合・確認したところ、適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(2)歳出について

①契約事務について

支出負担行為伺書、契約書、入札関係書類、随意契約理由書、見積書等を確認したところ、関係法令、例規等を遵守し処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

②その他の支出事務について

支出負担行為伺書等を確認したところ、会計規則等を遵守するとともに、予算に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(3)その他の事項について

郵券類の管理について、受払簿と郵券現物を照合・確認したところ、受払いが適正に行われるとともに、受払簿への記入も適正に行われていると認められた。

環境経済部

環境モデル都市推進課

1 監査実施日 平成28年2月16日～2月19日、3月4日

2 監査結果

(1)歳入について

火葬場使用料について、死体埋・火葬承認書、収入伝票、領収書(控)等を照合・確認したところ、条例、規則等に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

犬の登録、狂犬病予防注射済票交付等の手数料について、登録申請書、注射済票交付処理簿、歳入整理簿、収入伝票、調定伝票、領収書(控)等を照合・確認したところ、条例、規則等に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(2)歳出について

①契約事務について

支出負担行為伺書、契約書、入札関係書類、随意契約理由書、見積書等を確認したところ、関係法令、例規等を遵守し処理されていた。

火葬炉等修理業務については、火葬炉内の台車、耐火レンガ及び断熱扉等の補修が特殊であることから、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約していた。しかし、火葬炉の補修ができる業者が多くないとはいえ、業務内容は特殊とはいえ、契約の相手方を1者に限る理由にはなりえないと考える。については、競争性が発揮されるよう業者の選定方法等を見直されたい。

また、当該業務の歳出科目は平成25年度まで需用費の修繕料であったが、平成26年度以降は委託料としていた。業務内容をみると部分品の取替え等が主な業務で、資産の価値を増加させない修繕ならば、もとの修繕料として発注されたい。

②補助金等の交付について

太陽光発電普及促進事業補助金、雨水タンク設置補助金、家庭用燃料電池設置補助金、省エネ家電買換え補助金、地域環境整備補助金等の補助金の交付事務について、各補助金申請書及び添付書類、支出負担行為伺書、予算差引簿等を確認したところ、各補助金に係る交付要綱に基づき適正に処理されていた。

③その他の支出事務について

支出負担行為伺書等を確認したところ、会計規則等を遵守するとともに、予算に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(3)その他の事項について

郵券類の管理について、郵券受払簿及び郵券現物を照合・確認したところ、受払いが適正に行われるとともに受払簿の記入も適正に行われていた。

市民部

生活安全課（消費生活センターを含む。）

1 監査実施日 平成28年1月6日～1月8日

2 監査結果

(1)歳入について

自動車駐車場使用料の収納事務について、日報、月報、レシート、領収書控、収入伝票、調定伝票等を照合・確認したところ、条例、規則等を遵守し適正に処理されており、指摘すべき事項はみられなかった。

臨時運行許可書発行手数料の収納事務について、臨時運行許可申請書、受付台帳、調定伝票、収入伝票、領収書控等を照合・確認したところ、法、規則等を遵守し適正に処理されており、指摘すべき事項はみられなかった。

幼児2人同乗用自転車貸出使用料、保管自転車等売払金の収納事務について、調定伝票、収入伝票及び貸出申込書等を照合・確認したところ、要綱に基づき適正に処理されており、指摘すべき事項はみられなかった。

(2) 歳出について

① 契約事務について

支出負担行為伺書、契約書、随意契約理由書、見積書、プロポーザル関係書類等を確認したところ、関係法令、例規等を遵守し処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

② その他の支出事務について

支出負担行為伺書等を確認したところ、会計規則等を遵守するとともに、予算に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

こども健康部

高山幼稚園

1 監査実施日 平成28年1月29日

2 監査結果

(1) 歳入について

① 通園費の収入事務について

通園費調定資料、納付書兼領収書、通帳等を照合・確認したところ、適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

② 預かり保育利用料の収入事務について

預かり保育利用状況表、歳入整理簿、調定伝票、納付書兼領収書等を照合・確認したところ、適正に収入処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

③ その他の収入事務について

日本スポーツ振興センター掛金について、調定資料等関係書類、出席簿等を照合・確認したところ、適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(2) 歳出について

支出負担行為伺書等を確認したところ、会計規則等を遵守するとともに、予算に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(3) その他の事項について

① 資金前渡金の管理について

学校創造推進事業費の前渡資金について、学校創造事業中間報告書、領収書、通帳等を照合・確認したところ、管理・支出処理は適正に行われていた。

② 郵券類の管理について

郵券受払簿及び郵券現物を照合・確認したところ、受払いが適正に行われるとともに受払簿の記入も適正に行われていた。

③ 備品の管理について

抽出により管理状況を確認したところ、適正に管理されていた。

④ 領収印について

公金を収納した場合、本来は生駒市会計規則第13条第2項に基づき、分任出納員(園長)専用

のスタンプを領収書に押印すべきところ、園長個人の印鑑を押印していた。現金の出納等を担当する分任出納員として収納していることを明確にするため、専用のスタンプを使用されたい。なお、他の監査対象幼稚園においても同様の状況であることを確認した。

なばた幼稚園

1 監査実施日 平成28年1月29日

2 監査結果

(1)歳入について

①通園費の収入事務について

通園費調定資料、納付書兼領収書、通帳等を照合・確認したところ、適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

②預かり保育利用料の収入事務について

預かり保育利用状況表、歳入整理簿、調定伝票、納付書兼領収書等を照合・確認したところ、適正に収入処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

③その他の収入事務について

日本スポーツ振興センター掛金について、調定資料等関係書類、出席簿等を照合・確認したところ、適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(2)歳出について

支出負担行為伺書等を確認したところ、会計規則等を遵守するとともに、予算に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(3)その他の事項について

①資金前渡金の管理について

学校創造推進事業費の前渡資金について、学校創造事業費支出報告書、領収書、通帳等を照合・確認したところ、管理・支出処理は適正に行われていた。

②郵券類の管理について

郵券受払簿及び郵券現物を照合・確認したところ、受払いが適正に行われるとともに受払簿の記入も適正に行われていた。

俵口幼稚園

1 監査実施日 平成28年1月28日

2 監査結果

(1)歳入について

①通園費の収入事務について

通園費調定資料、納付書兼領収書、通帳等を照合・確認したところ、適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

②預かり保育利用料の収入事務について

預かり保育利用状況表、歳入整理簿、調定伝票、納付書兼領収書等を照合・確認したところ、

適正に収入処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

③その他の収入事務について

日本スポーツ振興センター掛金について、調定資料等関係書類、出席簿等を照合・確認したところ、適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(2)歳出について

支出負担行為伺書等を確認したところ、会計規則等を遵守するとともに、予算に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(3)その他の事項について

①資金前渡金の管理について

学校創造推進事業費の前渡資金について、学校創造事業中間報告書、領収書、通帳等を照合・確認したところ、管理・支出処理は適正に行われていた。

②郵券類の管理について

郵券受払簿及び郵券現物を照合・確認したところ、受払いが適正に行われるとともに受払簿の記入も適正に行われていた。

建設部

事業計画課

1 監査実施日 平成28年1月25日～1月27日、2月10日

2 監査結果

(1)歳入について

地籍調査成果交付手数料等の収入について、歳入整理簿、調定伝票、収入伝票、領収書(控)について照合・確認したところ、条例等に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(2)歳出について

①契約事務について

支出負担行為伺書、契約書、随意契約理由書、見積書、プロポーザル関係書類等を検査したところ、それぞれ法、規則等を遵守し処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

②その他の支出事務について

支出負担行為伺書等を確認したところ、会計規則等を遵守するとともに、予算に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(3)その他の事項について

①郵券類の管理について

郵券受払簿及び郵券現物を照合・確認したところ、受払いが適正に行われるとともに受払簿の記入も適正に行われていた。

選挙管理委員会事務局

1 監査実施日 平成28年2月24日～2月25日

2 監査結果

(1)歳入について

県知事選挙及び県議会議員選挙費委託金の収入処理について、調定伝票、収入伝票等を確認したところ、適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(2)歳出について

①契約事務について

支出負担行為伺書、契約書、入札関係書類、随意契約理由書、見積書等を確認したところ、それぞれ法、規則等を遵守し処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

②負担金の支出について

選挙公営費負担金の支出について、支出負担行為伺書及び添付書類を確認したところ、法、条例等に基づき適正に支出されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

③その他の支出事務について

支出負担行為伺書等を確認したところ、会計規則等を遵守するとともに、予算に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(3)その他の事項について

①郵券類の管理について

郵券受払簿及び郵券現物を照合・確認したところ、受払いが適正に行われるとともに受払簿の記入も適正に行われていた。

教育総務部

生駒北小学校

1 監査実施日 平成28年2月1日

2 監査結果

(1)歳入について

学校給食費の徴収事務について、給食費納入通知書、給食費請求明細書、納付書兼領収書、通帳等を照合・確認したところ、適正に収入処理されていた。

(2)歳出について

支出負担行為伺書等を確認したところ、会計規則等を遵守するとともに、予算に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(3)その他の事項について

①資金前渡金の管理について

学校創造推進事業費の前渡資金について、学校創造事業中間報告書、領収書、通帳等を照合・確認したところ、管理・支出処理は適正に行われていた。

②郵券類の管理について

郵券受払簿及び郵券現物を照合・確認したところ、受払いが適正に行われるとともに受払簿の記入も適正に行われていた。

③備品の管理について

抽出により管理状況を確認したところ、適正に管理されていた。

あすか野小学校

1 監査実施日 平成28年2月1日

2 監査結果

(1)歳入について

学校給食費の徴収事務について、給食費納入通知書、給食費請求明細書、納付書兼領収書、通帳等を照合・確認したところ、適正に収入処理されていた。

(2)歳出について

支出負担行為伺書等を確認したところ、会計規則等を遵守するとともに、予算に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(3)その他の事項について

①資金前渡金の管理について

学校創造推進事業費の前渡資金について、学校創造事業費支出報告書、領収書、通帳等を照合・確認したところ、管理・支出処理は適正に行われていた。

②郵券類の管理について

郵券受払簿及び郵券現物を照合・確認したところ、受払いが適正に行われるとともに受払簿の記入も適正に行われていた。

③備品の管理について

抽出により管理状況を確認したところ、適正に管理されていた。

桜ヶ丘小学校

1 監査実施日 平成28年2月2日

2 監査結果

(1)歳入について

学校給食費の徴収事務について、給食費納入通知書、給食費請求明細書、納付書兼領収書、通帳等を照合・確認したところ、おおむね適正に収入処理されていた。

(2)歳出について

支出負担行為伺書等を確認したところ、会計規則等を遵守するとともに、予算に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(3)その他の事項について

①資金前渡金の管理について

学校創造推進事業費の前渡資金について、学校創造事業費支出報告書、領収書、保有現金等

を照合・確認したところ、管理・支出処理は適正に行われていた。

②郵券類の管理について

郵券受払簿及び郵券現物を照合・確認したところ、受払いが適正に行われるとともに受払簿の記入も適正に行われていた。

③備品の管理について

抽出により管理状況を確認したところ、適正に管理されていた。

壱分小学校

1 監査実施日 平成28年2月2日

2 監査結果

(1)歳入について

学校給食費の徴収事務について、給食費納入通知書、給食費請求明細書、納付書兼領収書、出納帳、通帳等を照合・確認したところ、おおむね適正に収入処理されていた。

(2)歳出について

支出負担行為伺書等を確認したところ、会計規則等を遵守するとともに、予算に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(3)その他の事項について

①資金前渡金の管理について

学校創造推進事業費の前渡資金について、学校創造事業費支出報告書、領収書、保管現金等を照合・確認したところ、管理・支出処理は適正に行われていた。

②郵券類の管理について

郵券受払簿及び郵券現物を照合・確認したところ、受払いが適正に行われるとともに受払簿の記入も適正に行われていた。

③備品の管理について

抽出により管理状況を確認したところ、適正に管理されていた。

生駒北中学校

1 監査実施日 平成28年2月1日

2 監査結果

(1)歳入について

①学校給食費の徴収事務について

給食費納入通知書、給食費請求明細書、納付書兼領収書、出納簿、通帳等を照合・確認したところ、適正に収入処理されていた。

②その他の収入事務について

電話使用料等について確認したところ、適正に収入処理されていた。

(2)歳出について

支出負担行為伺書について確認したところ、会計規則等を遵守するとともに予算に基づき適

正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(3) その他の事項について

① 資金前渡金の管理について

学校創造推進事業費の前渡資金について、学校創造事業費支出報告書、領収書、保管現金等を照合・確認したところ、管理・支出処理は適正に行われていた。

② 郵券類の管理について

郵券受払簿及び郵券現物を照合・確認したところ、受払が適正に行われているとともに受払簿の記入も適正に行われていた。

③ 備品の管理について

抽出により管理状況を確認したところ、適正に管理されていた。

緑ヶ丘中学校

1 監査実施日 平成28年2月3日

2 監査結果

(1) 歳入について

① 学校給食費の徴収事務について

給食費納入通知書、給食費請求明細書、納付書兼領収書、未納対応記録、通帳等を照合・確認したところ、適正に収入処理されていた。

② その他の収入事務について

電話使用料等について確認したところ、適正に収入処理されていた。

(2) 歳出について

支出負担行為何書について確認したところ、会計規則等を遵守するとともに予算に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(3) その他の事項について

① 資金前渡金の管理について

学校創造推進事業費の前渡資金について、学校創造事業費支出報告書、領収書、通帳、保管現金等を照合・確認したところ、管理・支出処理は適正に行われていた。

② 郵券類の管理について

郵券受払簿及び郵券現物を照合・確認したところ、受払いが適正に行われるとともに受払簿の記入も適正に行われていた。

③ 備品の管理について

抽出により管理状況を確認したところ、適正に管理されていた。

生駒南中学校

1 監査実施日 平成28年2月5日

2 監査結果

(1)歳入について

①学校給食費の徴収事務について

給食費納入通知書、給食費請求明細書、納付書兼領収書、未納対応記録、通帳等を照合・確認したところ、適正に収入処理されていた。

(2)歳出について

支出負担行為何書について確認したところ、会計規則等を遵守するとともに予算に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(3)その他の事項について

①資金前渡金の管理について

学校創造推進事業費の前渡資金について、学校創造事業費支出報告書、領収書、出納簿、保管現金等を照合・確認したところ、管理・支出処理は適正に行われていた。

②郵券類の管理について

郵券受払簿及び郵券現物を照合・確認したところ、受払が適正に行われているとともに受払簿の記入も適正に行われていた。

③備品の管理について

抽出により管理状況を確認したところ、適正に管理されていた。

学校給食センター

1 監査実施日 平成28年2月19日

2 監査結果

(1)歳入について

学校給食費の徴収事務について、歳入整理簿、調定伝票、収入伝票、給食費請求書、給食費納入通知書等について照合・確認したところ、規則等に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。学校給食費の未納分については適切に処理されているが、負担者の公平性を確保するため、今後とも適切な対応により未納分の削減に努められたい。

(2)歳出について

①契約事務について

支出負担行為何書、契約書、入札関係書類、随意契約理由書、見積書等を確認したところ、関係法令、例規等を遵守し処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

②その他の支出事務について

支出負担行為何書等を確認したところ、会計規則等を遵守するとともに、予算に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

生涯学習部

スポーツ振興課

1 監査実施日 平成28年1月13日～1月14日

2 監査結果

(1)歳入について

体育施設使用料の収入について歳入整理簿、調定伝票、収入伝票等の照合・確認を行ったところ、適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(2)歳出について

①契約事務について

支出負担行為伺書、契約書、入札関係書類、随意契約理由書、見積書等を確認したところ、それぞれ法、規則等を遵守し処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

②補助金等の交付について

各補助金に係る交付事務について、補助金交付申請書及び添付書類、支出負担行為等を照合・確認したところ、適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

③その他の支出事務について

支出負担行為伺書等を確認したところ、会計規則等を遵守するとともに、予算に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。